

制定 50 周年記念 福島市民憲章写真募集 応募要項

01 趣旨

令和5年4月1日に制定 50 周年を迎えた福島市民憲章を多くの市民の皆様身近に感じてもらい、その普及を図るため、実施します。

02 テーマ

わたしの好きな福島市

みどり豊かな自然の風景、福島子どもたちの笑顔あふれる場面など、市民憲章を読んで思い浮かぶ福島市の一場面を切り取ってください。

福島市民憲章は
前文と5つの条文で
成り立っています

03 応募期間

令和5年8月1日(火曜日)～11月30日(木曜日)

04 応募資格・規格

- ・応募作品はオリジナルのものに限ります。
- ・福島市で撮影されたものに限ります。
- ・プロ・アマ問いません。
- ・応募作品は、福島市民憲章制定 50 周年を迎えた令和5年4月1日以降に撮影したのものに限ります。
- ・お1人様、5点まで応募可能です。

福島市民憲章

わたくしたちは、みどりにつつまれた信夫山と清い流れの阿武隈川をもつ福島市民です。

福島市は、地味豊かなしのぶの里に古くから開けた人情の美しいまちです。わたくしたちは、平和で、さらに住みよく希望にみちたまちをつくるため、この市民憲章を定めます。

- 空も水もきれいな みどりのまちをつくりましょう。
- 教育と文化を尊び 希望に輝くまちをつくりましょう。
- 親切で愛情あふれるまちをつくりましょう。
- きまりを守り、力をあわせて 楽しく働けるまちをつくりましょう。
- 子どもからおとしよりまで安全で健康なまちをつくりましょう。

05 注意事項

- ・応募作品の著作権は応募者に帰属します。
- ・応募作品の使用権・編集権は主催者側に帰属し、各種印刷物、プリント展示、広報媒体、インターネットなど幅広く活用させていただきます。
- ・応募者の個人情報当事業以外の目的には使用いたしません。
- ・他の撮影者の写真を複製したものや、加工したものは応募できません。
- ・人物が被写体の場合は、必ず相手方の承諾を得てください。肖像権侵害等の責任は負いかねます。

06 作品掲載・作品展示

- ・応募作品の中から、次年度以降作成予定の市民憲章パンフレットに掲載させていただきます。採用された作品の応募者には記念品をお送りいたします。採用については、記念品の発送をもって代えさせていただきます。
- ・応募作品については、市民憲章作文コンクール作品展示(令和6年2月予定)とあわせて、展示を行う予定です。

07 応募方法

応募フォームからご応募ください。(JPEG形式の画像ファイルに限ります。)

<https://www.task-asp.net/cu/eg/lar072010.task?app=202300904>

応募は
こちら！

今年度の
パンフレットは
こちら！

【問い合わせ先】

福島市民憲章推進協議会事務局（福島市 政策調整部 地域共創課内）
〒960-8601 福島市五老内町3番1号
TEL:024-525-3731 FAX:024-536-9828

